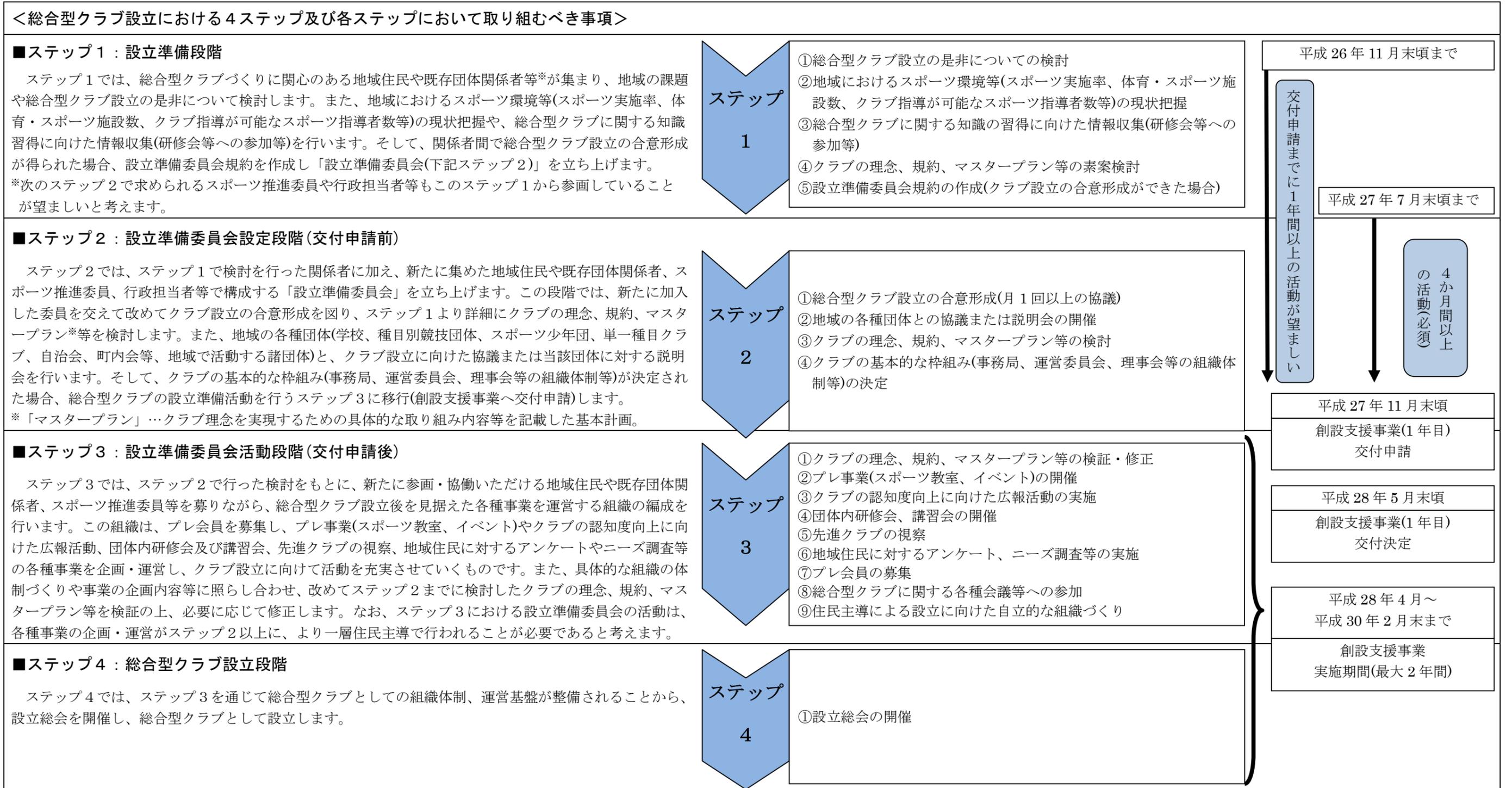


1. 総合型地域スポーツクラブの設立プロセスについて

日本体育協会では、総合型地域スポーツクラブ(以下、「総合型クラブ」)が設立されるプロセス(過程、段階)について、下記の4ステップを経た上で、クラブが設立されると考えます。



2. 創設支援事業を申請・実施する時期について(上記設立プロセスの理由)

平成26年度の創設支援事業の交付申請においては、交付申請書類提出の直前に設立準備委員会を設置すれば交付申請が可能であり、その結果、「準備委員会での十分な協議がなされていない」「地域の各種団体との協議・調整が行われていない」等、明らかにクラブ設立に向けた準備が不十分な状態で申請が散見されました。このことから、申請団体に対しては交付申請以前に十分な準備期間を求めることとし、平成28年度以降における日本体育協会が実施する創設支援事業においては、総合型クラブ設立に向けた合意形成が図られ、設立に向けた具体的な活動を試行できる段階＝「ステップ3」の団体を補助対象団体とすることといたします。

日本体育協会では、平成 25 年 7 月に策定・公表した「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」を踏まえるとともに、前述の「1. 総合型地域スポーツクラブの設立プロセスについて」及び「2. 創設支援事業を申請・実施する時期について」にもとづき、次のとおり平成 28 年度における「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」の補助要件を変更します。

※今後、日本スポーツ振興センターにおいて、上記の変更内容に関連する助成要件等が見直された場合は、改めてその内容に準じて再検討するものとします。なお、日本スポーツ振興センターによる助成要件等の見直しの結果、本事業が廃止される場合もありますので、その点を了承の上で活動くださるようお願いいたします。

《総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 実施要項》

変更の内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① 設立準備委員会の設置	<p>5. 補助の要件</p> <p>⑧ 各団体による本事業への申請時点において、設立準備委員会を設置の上、同委員会の規約が制定されていること。</p>	<p>同左</p> <p>(8)各団体による本事業への申請時点（例年 11 月末頃締切）までに次の要件を満たしていること。</p> <p>①少なくとも申請の*4 か月以上前（平成 26 年 7 月末頃）までに、設立準備委員会(規約制定を含む)を設置していること。 *平成 27 年度移行措置</p> <p>②申請時点までに設立準備委員会を 4 回以上開催していること[内、2 回以上はクラブアドバイザーまたは都道府県体育(スポーツ)協会関係者が同席していること]。</p> <p>③クラブ設立に向けた行政との協議を複数回行っていること。</p> <p>④地域の各種団体（学校、種目別競技団体、スポーツ少年団、単一種目クラブ、自治会、町内会等、地域で活動する諸団体）と、クラブ設立に向けた協議、または当該団体に対する説明会を 1 回以上実施していること。</p> <p>⑤クラブ設立に向けた地域住民を対象とするプレイベントを 1 回以上実施していること。この際、必ず参加料を徴収すること。</p> <p>※上記②～⑤については、設立準備委員会の設置後に実施したもののみ認めることとする。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>①少なくとも申請の 4 ヶ月以上前（平成 27 年 7 月末頃）までに、設立準備委員会（規約制定を含む）を設置していること。 なお、設立準備委員会の設置前(1 ページ目におけるステップ 1)においては、下記 A～E を実施することとし、その活動は申請の 1 年以上前(平成 26 年 11 月末頃)から実施していることが望ましい。 A 関係者間における総合型クラブ設立の合意形成(月 1 回以上の協議) B 地域におけるスポーツ環境等(スポーツ実施率、体育・スポーツ施設数、クラブ指導が可能なスポーツ指導者数等)の現状把握 C 総合型クラブに関する知識の習得に向けた情報収集(研修会等への参加等) D クラブ理念、規約、マスタープラン等の素案検討 E 設立準備委員会規約の作成</p> <p>②設立準備委員会の設置後(1 ページ目におけるステップ 2)において、下記 1)～3)を実施していること。 1)申請時点までに設立準備委員会を 4 回以上開催していること[内、2 回以上はクラブアドバイザーまたは都道府県体育(スポーツ)協会関係者が同席していること]。 2)左記③と同様 3)左記④と同様</p> <p>⇒削除</p> <p>⇒削除</p>

変更の内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
<p>② ス ポ ー ツ 推 進 委 員 等 の 参 画</p>	<p>6. 事業内容 ①設立準備委員会の開催 設立準備委員会のメンバーあるいはオブザーバー等として、当該地域の市区町村行政担当者等が参画していることが望ましい。</p>	<p>同左 (1) 設立準備委員会の開催 ①設立準備委員会のメンバーには、原則として補助対象団体が活動拠点とする市区町村のスポーツ推進委員や行政担当者、または地域のスポーツ関係者及び行政とのネットワークを有する者、いずれかが参画していること。 ②上記①において、行政担当者が設立準備委員会のメンバーに含まれない場合は、別途オブザーバー等として定期的に関与していることが望ましい。</p>	<p>同左 同左 ①設立準備委員会のメンバーには、原則として補助対象団体が活動拠点とする市区町村のスポーツ推進委員や行政担当者、または地域のスポーツ関係者及び行政とのネットワークを有する者、いずれかが参画していること。なお、上記の者については、設立準備委員会の設置前(1 ページ目におけるステップ 1)の段階から参画していることが望ましい。 同左</p>

<変更の目的・理由>

●1 ページ目に記載のとおり、創設支援事業が 2 年間の補助事業であることを考慮すれば、同事業の交付申請時点では、「ステップ 1：設立準備段階」及び「ステップ 2：設立準備委員会設定段階(交付申請前)」まで取り組んでいる必要があり、また、それらは 1 年間以上かけて取り組むことが望ましいと考えます。